

支援活動を 行っている 主な団体

★警視庁

<総合相談センター>

相談電話 03(3501)0110

受付時間 月～金：8時30分～17時15分

<犯罪被害者ホットライン・犯罪による心の悩み相談>

相談電話 03(3597)7830

受付時間 月～金：8時30分～17時15分

FAX受付 03(3592)6840

東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
特定公益増進法人

★(社)被害者支援都民センター

相談電話 03(5287)3336

受付時間 月・木・金：9時30分～17時30分

火・水：9時30分～19時

ホームページ <http://www.shien.or.jp>

★日本司法支援センター(法テラス)

情報提供 0570-079714 (なくことないよ)

受付時間 月～金：9時～21時

土：9時～17時

★弁護士会(犯罪被害者支援)

相談電話 03(3581)6666

受付時間 月～金：11時～16時

※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

三国や東京都における取組

- 警視庁では、犯罪被害者ホットラインをはじめ、各種相談窓口を設置しています。また、刑事手続の流れや各種救済制度、関係機関・団体の情報等を掲載した小冊子「被害者の手引」を交付するなど、被害者への情報提供のほか、精神的・経済的負担の軽減を図るため、様々な支援を行っています。
- 国では、平成17年に策定された犯罪被害者等基本計画に基づき、具体的な施策の検討・実施が進められています。
- 東京都では、犯罪被害者等の方々への多様なニーズにこたえるための取組を総合的かつ計画的に推進していくため、平成20年1月、「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。また同年4月から、被害者等の支援のための総合相談窓口を、「社団法人被害者支援都民センター」に設置しました。
- 東京都人権プラザでは、「犯罪被害者等の人権」など様々な人権問題に関する資料・パネルなどを展示しています。
住所：東京都台東区橋場一丁目1番6号
電話：03(3876)2961

このリーフレットに関する問合せは、
下記までどうぞ。

東京都総務局人権部人権施策推進課

電話 03(5388)2588

FAX 03(5388)1266

みんなの人権・人権課題⑨
犯罪被害者等の人権

必要なのは、
みなさんの理解です



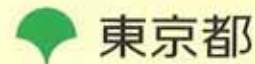
東京都総合相談窓口

「社団法人被害者支援都民センター」

電話 03(5287)3336

月・木・金9:30～17:30/火・水9:30～19:00

土日・祝日・年末年始を除く



犯罪被害者や そのご家族を支えるために —状況や心情の理解—

- 犯罪被害者やそのご家族が受ける二次的被害の中で、特に精神的なダメージは、その現れ方、深刻さ、継続する時間など、さまざまです。
- 犯罪被害者やそのご家族の心情は、周囲の人々に理解されにくく、誤解が生じたり、更に傷つけられたり、といったことがしばしば起こっています。
- 普段であればなんでもない言葉に傷ついたり、励まそうと思ってかけた言葉が、犯罪被害者やそのご家族にとって、かえって重みとなり、精神的苦痛を強めてしまうこともあるのです。
- 犯罪被害者やそのご家族が置かれている状況や心情について、私たちの理解を深めることが最も重要であるといえます。
- 犯罪被害者やそのご家族ができる限り被害前に近い生活を取り戻すために、行政や民間専門機関による、適切で継続的な社会的支援が必要とされています。

被害直後の精神状態



「少しあった」「非常にあった」と回答した者の割合（無回答者は、外数として扱っている）。

犯罪被害実態調査研究会「犯罪被害者実態調査報告書」（平成15年発表）による。

犯罪被害者やそのご家族の声 —『もう一度会いたい(遺族の手記)』から— (社)被害者支援都民センター

ここに紹介する手記は、交通事故により、かけがえのない大切なご家族を奪われたご遺族が、誰にも訴えることができなかった思いを綴ったものです。

二〇〇四年五月九日、母の日、次男 潤太、四歳、永眠。

その日は楽しい日になるはずでした。少なくとも事故が起きる直前までは、楽しい日でした。午前中は長男のサッカーの試合があり、家族全員で応援に行きました。降雨のため、早めに試合を切り上げ、帰り支度をしている最中に、一台の暴走車が潤太の命を奪っていったのです。

(中略)

事故から約七時間後、潤太は還らぬ人となったのです。それから、遺体がうちに戻ってきて安置されているあいだは、動かなくても、話しができなくてもいいから、このまいうちに置いておくことはできないか真剣に考えましたが、叶うはずもなく、通夜、葬儀と進み、今度はお骨になって家に帰ってきました。

それからしばらくたって、ようやく

く私たちは加害者のことを考えるようになりまして。それまでは、それぞれ自分だけを責めているような状態でした。目の前で弟が撥ね飛ばされるのを見ていた小学校一年生の長男までもが「自分が悪い」と考えていました。一方で、加害者のことを考え始めた私たちは、捜査がどのようなようになって、身柄はどうなっているのだろうかと警察へ尋ねました。加害者は、川原でサブイバルゲームをするために、現場を訪れ、車を走らせていた。それでも罪状は「業務上過失致死です。レンジャー目的でも車の運行は業務とみなす。最高刑で五年とあまりにも軽い刑罰。検察も被害者遺族の代弁者ではなく、国家社会の安定秩序のために加害者を取り調べ、起訴、不起訴を決定する等、一般の人ならおよそ納得のいかない理屈が通る法律の世界がありました。

結局、加害者は起訴されたものの、起訴状には「路上へ飛び出した」という加害者側の証言が採用され、目撃者の「路上に佇んでいた」という証言はなぜか反映されていませんでした。そして根拠もなく「反省している」ということで、執行猶予付きの判決が下されました。判決後は、ただの一度も謝罪を受けたことはありません。四歳の子供の命はそんなに軽いものなのでしょうか。生きている加害者の人権は大切にされて、死んでしまった人間の権利はなくなってしまうのでしょうか。ただ子供だと言う理由で、飛び出し扱いにされてしまうのはなぜなのでしょう。潤太の最後の人権名譽のために闘った民事裁判では、潤太の飛び出しは否定され、善後から撥ねられた事実が認められました。

中士美砂さん「母の日に」

犯罪被害者等への 支援に関する法律など

昭和56(1981)年

「犯罪被害者等給付金支給法」施行

- ・国からの給付金支給制度が発足しました。
- ・平成13(2001)年、同法の一部を改正する法律が施行されました。給付制度の拡充等が盛り込まれました。

平成12(2000)年

いわゆる「犯罪被害者保護二法」の制定

- ・「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」が施行されました。

平成14(2002)年

犯罪被害者等早期援助団体(※)の指定

- ・社団法人被害者支援都民センターが、東京都公安委員会から指定されました。

※「犯罪被害者等早期援助団体」とは、都道府県公安委員会が犯罪被害等々の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認め、指定した非営利法人

平成17(2005)年

「犯罪被害者等基本法」施行

- ・犯罪被害者対策の抜本的な法律として制定・施行されました。同法では、基本理念を「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定し、被害者の権利が明文化されました。

「犯罪被害者等基本計画」策定

- ・犯罪被害者等基本法に基づき、国が総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱などを定めた計画が策定されました。

平成19(2007)年

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」公布

- ・犯罪被害者等が刑事裁判に参加することができる制度や損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用することができる制度等が創設されました。

ある日、突然に…

ある日突然、強盗に押し入れられたら。あるいは、暴走車に家族の大切な命を奪われたら…。それはとても辛く、悲しいことです。しかし、犯罪被害に遭われた方やそのご家族は、深刻な被害にもかかわらず、これまで十分な支援を受けられずにいました。

その背景のひとつに、「私は犯罪被害に遭うことはない」という意識による、社会の無理解などがありました。

犯罪被害は、ある日、突然、理不尽に誰にでも起こりうることです。

近年、犯罪被害者の方たちの声により「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者の権利の保護が図られるようになってきています。

しかし、こうした法律等の整備とともに、何よりも重要なこと。そして、今、皆さんにできること…。

それは、犯罪被害に遭われた方やそのご家族に対する理解です。



犯罪被害者や家族の現状

—直接的被害・二次的被害—

● 犯罪被害者は、その犯罪により、直接的な被害を受けます。例えば傷害事件等に遭った被害者は、けがを負われ、場合によっては、生命を奪われるといった身体的(生命)被害を受けます。

また、窃盗事件や詐欺事件に遭った被害者は財産等を失うといった経済的被害を受けます。

● 犯罪被害者やそのご家族が受ける被害は、こうした直接的な被害ではありません。

被害後に生じる二次的被害といわれるさまざまな問題に苦しめられています。被害に遭ったことによる精神的な苦痛・身体の不調、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、「落度があったから被害にあった」というような周囲の人々の心ないうわさや中傷、マスメディアの報道等によるプライバシーの侵害などです。

また、主たる生計者を失って収入が少なくなり、生活が苦しくなる遺族もいます。

二次的被害の状況



事件後に上記のような出来事があったとする被害者のうち、当該出来事を「被害の一部であると非常に強く思う」と回答した者の割合(無回答者は、外数として扱っている。)
 犯罪被害実態調査研究会「犯罪被害者実態調査報告書」(平成15年発表)による。